

公共下水道をご利用のみなさまへ



令和7年10月から

公共下水道下水道使用料が変わります

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合は、下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うために令和7年10月から下水道使用料を改定（引き上げ）させていただきます。改定率は平均で20%です。

○改定の理由

1. 下水道使用料収入の減少

近年の人口減少、節水機器の普及などにより使用水量が減少し、下水道使用料収入が伸び悩んでいます。

2. 汚水処理費の増加

公共下水道は平成元年度供用開始から約30年が経過しており、施設の老朽化による更新費用や処理施設の維持管理費等が増加しています。

○対象者

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の公共下水道をご利用の方

○改定の内容

下水道使用料が下記のとおり変わります。

【2か月あたりの下水道使用料（税抜）】

区分	汚水量	現行	新料金
基本料金	20 m ³ まで	1,700円	1,950円
超過料金 (1 m ³ あたり)	20 m ³ を超え60 m ³ まで	90円	110円
	60 m ³ を超え100 m ³ まで	100円	120円
	100 m ³ を超え200 m ³ まで	120円	150円
	200 m ³ を超え400 m ³ まで	140円	170円
	400 m ³ を超え1000 m ³ まで	160円	200円
	1000 m ³ を超え2000 m ³ まで	180円	220円
	2001 m ³ 以上	200円	250円

【下水道使用料の算出方法】

(基本料金 + 超過料金) × 消費税

<2 か月の汚水量が65 m³の場合>

【現行】

基本料金	1,700円
超過料金 (60 m ³ - 20 m ³) × 90円 =	3,600円
(65 m ³ - 60 m ³) × 100円 =	500円
合 計	5,800円
消費税	580円
請求額	6,380円

【新料金】

基本料金	1,950円
超過料金 (60 m ³ - 20 m ³) × 110円 =	4,400円
(65 m ³ - 60 m ³) × 120円 =	600円
合 計	6,950円
消費税	695円
請求額	7,645円

○改定の時期

令和7年10月から改定をします。

※1 継続して公共下水道を使用されている場合は、12月検針（1月請求）または1月検針（2月請求）分から新料金での請求となります。

※2 新規接続の場合は、11月の検針分から新料金での請求となる場合があります。

下水道使用料早見表（2 か月計算）※新料金

汚水量 (m ³)	料金 (円)	税込金額 (円)	汚水量 (m ³)	料金 (円)	税込金額 (円)	汚水量 (m ³)	料金 (円)	税込金額 (円)
～20	1,950	2,145	37	3,820	4,202	54	5,690	6,259
21	2,060	2,266	38	3,930	4,323	55	5,800	6,380
22	2,170	2,387	39	4,040	4,444	56	5,910	6,501
23	2,280	2,508	40	4,150	4,565	57	6,020	6,622
24	2,390	2,629	41	4,260	4,686	58	6,130	6,743
25	2,500	2,750	42	4,370	4,807	59	6,240	6,864
26	2,610	2,871	43	4,480	4,928	60	6,350	6,985
27	2,720	2,992	44	4,590	5,049	61	6,470	7,117
28	2,830	3,113	45	4,700	5,170	62	6,590	7,249
29	2,940	3,234	46	4,810	5,291	63	6,710	7,381
30	3,050	3,355	47	4,920	5,412	64	6,830	7,513
31	3,160	3,476	48	5,030	5,533	65	6,950	7,645
32	3,270	3,597	49	5,140	5,654	66	7,070	7,777
33	3,380	3,718	50	5,250	5,775	67	7,190	7,909
34	3,490	3,839	51	5,360	5,896	68	7,310	8,041
35	3,600	3,960	52	5,470	6,017	69	7,430	8,173
36	3,710	4,081	53	5,580	6,138	70	7,550	8,305